

訂正版

内部統制報告書

第 1 0 7 期

〔 自 平成24年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成24年12月31日 〕

花王株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E00883)

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月5日
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、決算日を毎年3月31日としておりましたが、海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の透明性の向上を図るため、平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会の決議により、決算日を毎年12月31日に変更しております。これに伴い、評価の基準日を12月31日へ変更しております。決算日変更の経過期間である当事業年度の財務報告に係る内部統制の評価は、平成24年12月31日を基準日として平成24年4月1日から平成24年12月31日までを対象として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性及び及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性及び及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社、連結子会社32社及び持分法適用会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社61社及び持分法適用会社18社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の業績予想も考慮した上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点等（国内4事業拠点、海外1事業拠点）を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成24年12月31日時点での財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成25年度第4四半期において、当事業年度から始まる連結納税の申告準備をしている段階で、対象となる連結納税期間の取り違いによる誤りを発見し、繰延税金資産の計上額を修正する必要があることが判明しました。

この事実は、法人税法等の精査不足、納税額算出手続きの精査不足が原因であったことによるもので、当社の繰延税金資産の算出プロセスに関する内部統制が不十分であり、連結納税期間の取り違いを発見できなかったと認識しています。

当社は内部統制を一層充実させるため、経験のない新制度を導入する場合は、以下の点を実行してまいります。

- 1) 十分な理解と手続の精査を実施する。
- 2) 必要に応じて経験を有する複数の第三者に意見を求める。
- 3) 法律・法令等による変更の場合は、必要に応じて関係当局への事前相談を実施する。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。